

## 5 駐輪・駐車場

駐輪・駐車場は、それぞれよく整頓して、お互いに事故のないようルールを守ってご利用ください。

また、火災が発生した場合などの緊急時の妨げにならないよう、駐車場として定められた場所以外には、絶対駐車しないでください。

なお、県が管理する有料駐車場については、次のようなきまりがあります。

### ■駐車場の使用は

使用を決定された日から、10日以内に使用を開始してください。なお、特別な事情がある場合は、公社等にご相談ください。

### ■保証金は

保証金は駐車場料金の3カ月分です。県が指定する日までに、保管金払込書（収納票兼領収証書）により、お近くの金融機関でお支払いください。

### ■使用を開始する月の駐車場使用料は

使用決定日からその月末日までの駐車場使用料（日割計算あり）は、指定する日までに、納入通知書により、お近くの金融機関でお支払いください。

### ■使用中の駐車場使用料は

使用を開始した翌月からの駐車場使用料は、預金口座から、毎月家賃と一緒に自動的に引き落とされます。

家賃を納入通知書により納入している場合は家賃と駐車場使用料を合わせた額の納入通知書をお送りしますので、家賃と一緒に納入してください。

### ■使用料の変更

次のような場合は、駐車場使用料を変更することがありますので、ご承知おきください。

- ① 物価の変動にともない、使用料を変更する必要があるとき
- ② 駐車場相互間で使用料に不均衡が生じたとき
- ③ 駐車場に改良を施したとき

## ■使用料の減免

身体障害者等および身体障害者等と同居する家族が使用する自動車で、自動車税が減免されている場合は、駐車場使用料が減免される場合がありますので、公社等にご相談ください。

## ■返還時の使用料と保証金

駐車場を返還されるときは、おそくとも返還予定の5日前までに、「駐車場返還届」と印鑑、入居名義人の預金通帳を公社等窓口にご提出ください。

駐車場を返還した月の使用料は、返還した日までの日割で計算します。

保証金は、全額返還します。ただし、家賃及び駐車場使用料に未納分がある場合は、その額を差し引いてお返しします。

## ■自動車保管場所使用承諾証明

車庫証明のための自動車保管場所使用承諾証明が必要なときは、持参していただく物がありますので長崎市、長与町、時津町の方は県庁住宅課に、それ以外の方は公社等に必ず事前にお問い合わせください。

なお、手数料が必要です。

## ■禁止事項など

駐車場を使用する権利を譲渡したり、駐車場を転貸することは禁止されています。

## ■私物放置の禁止

駐車場には自動車以外のもの（バイク、自転車その他のもの）を置かないでください。

なお、駐車場を15日間以上使用しない場合、事前に公社等にお届けください。

## ■異動届

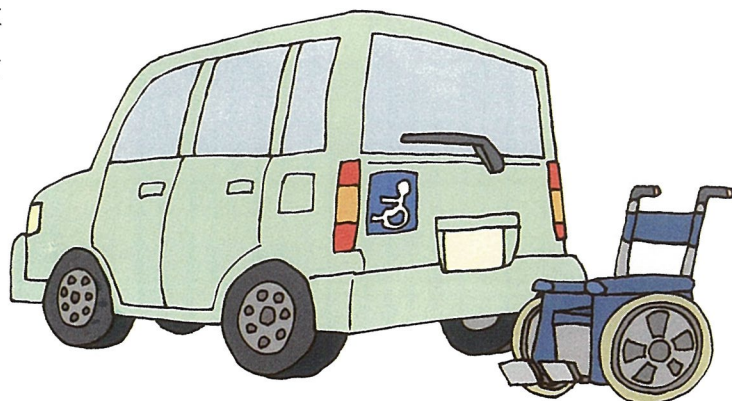
駐車場を使用する自動車または使用者に異動があったときは、すみやかに駐車場異動届を公社等へ提出してください。

## ■使用料を滞納すると

駐車場使用料を滞納すると、連帯保証人にも支払請求等があり迷惑がかかるとともに、駐車場を明け渡さなければならなくなります。

駐車場使用料は、駐車場の修繕や環境整備にも使われますので、滞納すると、他の駐車場使用者にも迷惑をかけることとなります。

必ず納期までに納めるようにしましょう。



## ■駐車場の明け渡し

次のような場合には、駐車場を明け渡していただきます。

- ① 不正な行為により使用決定を受けたとき
- ② 家賃及び駐車場使用料を3カ月以上滞納したとき
- ③ 正当な理由なく、15日間以上駐車場を使用しないとき
- ④ 駐車場や附帯施設を故意に壊したとき
- ⑤ 駐車場の使用者資格を失ったとき
- ⑥ リモコンの不正使用による違法駐車を行ったとき
- ⑦ 駐車場の管理上必要なとき

なお、駐車場の管理運営を自治会（入居者）で組織する、自動車管理部会等が行う団地では、皆さんで良く話し合って不法駐車や迷惑駐車がないようにしましょう。

## 6 給水と汚水処理

受水槽や給水塔は、各住宅への給水のために必要な施設であり、浄化槽は汚水の処理に必要なものです。特に浄化槽の内部は深く危険ですから、マンホールは絶対に開けないようにしましょう。

## ■駐輪場の使用について

自転車、バイク等、入居者の皆さんでよく話し合っ、トラブルの無いようご使用ください。

使用しなくなった自転車、バイク等は、駐輪場に放置しないで、所有者が責任を持って処分してください。

駐輪場の管理は、自治会等入居者の皆さんで行っていただきます。